

第4 酸性雨対策

＜広域的な調査・研究を推進＞

酸性雨による広域的な環境汚染対策として、国においては、酸性雨の監視観測や研究の強化に加え、東アジア諸国と連携したモニタリングネットワークの整備を進めている。

一方、本県においては、県内の酸性雨の実態及び自然環境への影響等を調査するとともに、関東地方の各自治体と共同で、酸性雨についての広域的な調査研究を行っている。

酸性雨は、森林や湖沼などの生態系への影響や文化財等の人工物への被害を与えることから、地球規模の環境問題の一つとして国際的に関心を集めており、現在各国において降水の性状と湖沼、森林、土壌などの環境に対する影響について調査が進められている。

我が国においては関東地方に昭和48年に発生した人体被害が契機となり、各都道府県で調査が開始された。その後、国では昭和58年からの第1次酸性雨対策調査、昭和63年からの第2次調査を行い、その結果「国内でも欧米と同程度の酸性雨が広く観測されているが、土壌、植生等の生態系への明確な兆候は見られない」とする一方、「現状程度の酸性雨が継続した場合、将来的には生体系への影響が顕在化するおそれは否定できない」としている。

このため、引き続き5年からの第3次調査として、降水、陸水、土壌、植生系の継続的なモニタリング、各種影響等予測モデルの開発等を実施している。

また、国を越えた広域的な現象である酸性雨の対策を効果的に進めるためには、国際的に共同した取組が必要であることから、2000年を目標として東アジア酸性雨モニタリングネットワークの整備が進められている。

県では、酸性雨の実態把握とその生成メカニズムの解明に資するため、昭和50年度から定期監視調査を開始し昭和63年度からは県内7ヶ所で毎月雨水のpH及び各種イオン成分の調査を行っている。

また、降雨毎のpHについても昭和63年度から常時監視調査を開始し、3年度からは酸性雨自動測定機を増設するとともにテレメータシステム化し、県内6カ所において常時監視を実施している。

9年度の県内7ヶ所における酸性雨の状況は、pHの年平均値は4.3～4.7の範囲で、県平均値は4.5であった。

また、広域的な取組としては、関東地方知事会公害対策推進本部が行う1都11県1市による共同調査に参画し、水戸・下館の2地点でpH等の降水の成分について調査を行っている。